

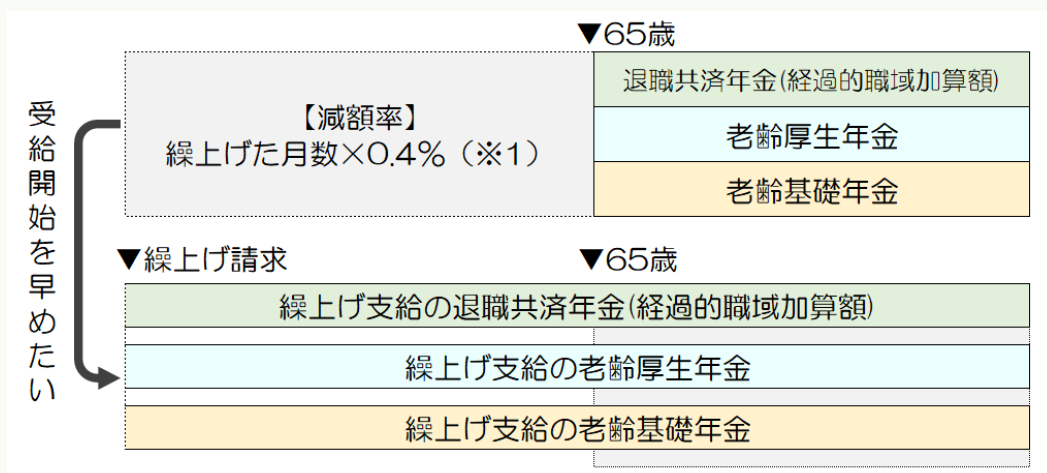
年金課

年金の繰上げ請求について

60歳に到達した方は、老齢厚生年金等を支給開始年齢前に繰り上げて請求をすることができます。

繰上げ請求の注意点

- 繰上げ請求をした月から、請求者の生年月日に応じた支給開始年齢に到達する月の前月までの月数について、1か月繰り上げごとに年金額が0.4%（※1）減額されます。この減額率は生涯変わらず、また一度繰上げ請求を行うと取消・変更はできません。
- 共済組合の老齢厚生年金の繰上げ請求を行うと、受給資格を有する他の老齢厚生年金や老齢基礎年金も同時に繰上げ請求を行うこととなります。
- 公務員として在職中（退職後に公務員として再任用となる場合を含む。）に繰上げ請求を行うと、老齢厚生年金等は在職停止により全額又は一部停止となるため、請求は退職後に行ってください。
- 退職後に厚生年金適用で再就職をされている場合は、所得制限により老齢厚生年金が一部停止される場合があります。
- 退職後にご家族の健康保険や所得税に係る扶養に入る予定の方が繰上げ請求を行った場合は、扶養の条件から外れてしまう場合があります。
- ご自身が配偶者の年金の加給年金額（※2）対象者になっている場合、繰上げ請求をすることによって配偶者の加給年金額が停止される場合があります。
- 繰上げ請求後は、事後重症による障害厚生（基礎）年金や寡婦年金を受けられません。
（※1）昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は、1か月当たり0.5%です。
（※2）65歳未満の配偶者がいることによる加算額



繰上げ請求は
退職後に！



令和5年4月以降の繰上げ請求のモデルケース

【一般組合員 A さんの場合】

状 況	年 金
<ul style="list-style-type: none"> 昭和38年11月30日生まれ 20歳から60歳まで市役所に勤務 令和6年3月31日退職予定 本来の年金の支給開始年齢は65歳 	<ul style="list-style-type: none"> 退職共済年金（経過的職域加算） …200,000円 老齢厚生年金 …1,300,000円 老齢基礎年金 …795,000円 <small>※老齢基礎年金は令和5年度の金額(新規裁定者)</small>

■繰上げ請求を行わない場合

▼60歳	▼退職	▼65歳
← 在職 →	← 待期期間 →	退職共済年金（経過的職域加算） 200,000円（年額）
		老齢厚生年金 1,300,000円（年額）
		老齢基礎年金 795,000円（年額）

■退職後すぐに繰上げ請求を行う場合（令和6年4月中に請求）

▼60歳	▼退職・繰上げ請求	▼65歳
← 在職 →	繰上げ支給の退職共済年金（経過的職域加算） $200,000円 \times (1 - 0.4\% \times 55月) = 156,000円$ （年額）	
	繰上げ支給の老齢厚生年金 $1,300,000円 \times (1 - 0.4\% \times 55月) = 1,014,000円$ （年額）	
	繰上げ支給の老齢基礎年金 $795,000円 \times (1 - 0.4\% \times 55月) = 620,100円$ （年額）	

この場合、繰上げ支給の老齢厚生年金等及び老齢基礎年金は、本来の支給開始年齢の65歳から55月繰上げているので、 $0.4\% \times 55月 = 22\%$ の減額となります。

なお、通常に年金を受給した場合と繰上げ請求した場合とを比較して、年金支給額の累計が同額になる年齢は81歳頃となります（個人差があります。）。

※このモデルケースには被用者年金一元化（平成27年10月1日）以降の期間に係る新3階部分の退職等年金給付（年金払い退職給付）は含んでいません。

☆繰上げ請求は、請求者本人の事情（収入の有無、就業状態、健康状態等）を考慮して判断していただくことになります。ご不明な点や具体的な請求方法については、共済組合年金課年金係（TEL 023-622-6900）までお問い合わせください。